

Ⅳ 樹木等の整備・管理運営のボランティア体制の検討

1. ボランティア組織（神之池桜守隊）の体制整備の基本的な考え方

先進地事例等の調査を踏まえ、本件におけるボランティア体制（神之池桜守隊）の整備方向（組織体制、運営方針等）について整理します。

神之池桜守隊は、神之池緑地の桜等樹木の維持管理に係ることを主な目的とした、市民等（市内外の有志）の参画による体制が基本となります。

緑化組合等の緑地管理関係者をはじめ、関係団体においては、団体それぞれの特性を踏まえて支援に当たる体制となります。

また、桜等樹木の維持管理活動の具体的な取組においては、その判断や手続き、活動の安全性の確保等の観点から、専門家や行政の判断等を踏まえるものも数多くあることが予想されることから、専門家や行政との役割分担・連携のあり方を整理・確認しながら活動を進めていくことになります。

神之池桜守隊員は、樹木等に係る知識や技能等を獲得していくための「学習」（通年の講習会）に取り組みながら、その実践として「維持管理活動」に取り組んでいくという、「学習」と「維持管理活動」の両輪での活動が基本となります。

なお、活動の主な目的は、桜等樹木の維持管理となりますが、花壇や広場等の緑地全般の整備や活用に係る活動も視野に入れ、また参加者の健康増進や参加者相互の交流促進等にも留意した活動としていきます。

当面においては、活動しながら参加の裾野を広げていくことを重視し、活動のアピール（多くの市民に活動を知ってもらう）とともに、様々な機会をとらえて参加の呼びかけを継続的に行っていきます。

この桜守隊の活動が、神之池緑地に対する市民の愛着や参加の高まりを促していけるよう、各種団体等とも連携を図りながら、活動を広めていきます。

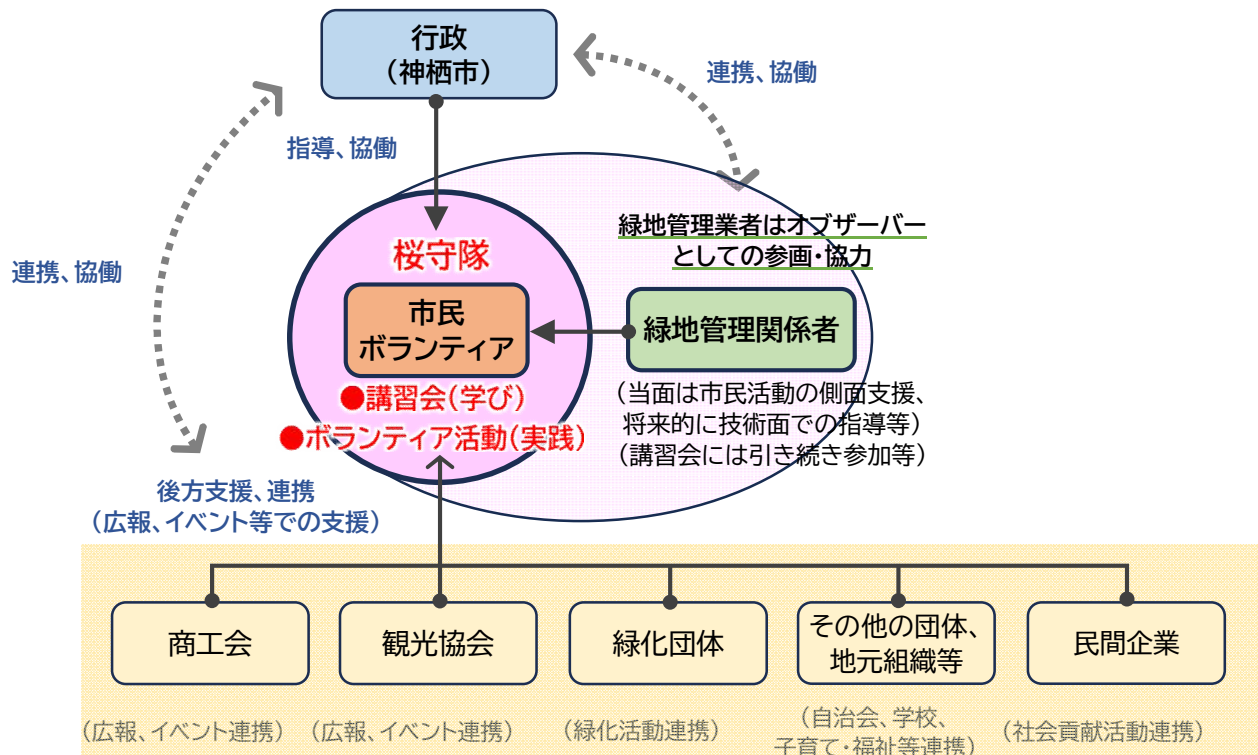
なお、桜守隊の体制としては、毎年度、会員（参加者）の募集を行い、徐々に体制の強化（会員の増強）を図っていきます。

2. ボランティア組織（神之池桜守隊）のイメージ

（１）組織体制の基本

想定されるボランティア組織（神之池桜守隊）の基本的な体制イメージについて整理します。

■体制イメージ



【体制に関する検討課題】

- 緑化組合等の緑地管理関係者の参画のあり方については、当面においては市民活動を支援するオブザーバーのような形での参画を想定していますが、具体的な関わり方や役割分担等については、今後、活動しながら、さらに検討を進めていく必要があります。
- 例えば、市として緑化組合等の緑地管理関係者（団体）に、委託業務の中で（これまでの神之池緑地に係る維持管理業務の中で）、桜守隊の活動を支援（その業務の中で桜守隊の活動の取り込むような形での支援・指導等）を依頼していくこと等が考えられます。
- また、市民による維持管理活動のための資機材等の協力といったサポートも考えられます。
- なお、緑化組合等の緑地管理関係者には、中長期的には市民ボランティアの指導役としての役割を期待していくことから、それに向けたスキルアップ（研鑽）に係る取組についても検討が求められます。

（２）運営方針（案）

ボランティア組織（神之池桜守隊）の運営の基本方向について整理します。

【神之池桜守隊の運営理念】

- 桜等の神之池緑地に対する市民の愛着を高める。
- 神之池緑地を通じた人々の輪を広げていく。
- 桜等樹木の維持管理について学びながら実践していく。

【神之池桜守隊の目的】

- 桜等樹木の維持管理
- その他の緑地に関する事項（緑地空間の整備、緑地の普及啓発等）
- 会員の親睦と健康の維持増進

【役割分担の基本的な考え方】

- | | |
|----------|---------------------------------|
| ○行政 | ・ 各種調整・支援、広報等 |
| ○事業者 | ・ 専門性が高く、危険性や強い負荷を伴う作業、市民活動の支援等 |
| ○桜守隊（市民） | ・ 危険性が低い負荷を伴わない作業、日常的な観察・報告等 |
| （○専門家 | ・ 市民、事業者、行政への技術的支援等） |

【組織運営の基本的な取組】

- | | |
|--------|----------------------|
| ○活動報告会 | ・ 年１回を想定 |
| ○定例協議 | ・ 年４回程度を想定 ※初年度は準備期間 |
| ○事務局会議 | ・ 随時 ※初年度は準備期間 |

【組織運営に関する検討課題】

- 事業者（管理委託業務）との分担、連携のあり方・枠組みの検討（特に緑化組合）
- 市の運営支援のあり方の検討（初動期における支援）
- 自立に向けた財源確保に関する検討（会費-個人/法人、寄付金、基金等の検討）
- 人材育成・確保に向けた継続的な取組の検討
- 〔発足に向けて〕運営委員会の設定、代表・副代表・会計等の役職（中心メンバー）の選任等
⇒ワークショップ参加者の中から有望な方へのお願い、関係団体（緑化組合以外）からの自薦・推薦等

■会則（要綱）（案）

会則（要綱）等により、神之池桜守隊の活動目的、組織体制、規範等を規定します。

基本、ボランティア活動団体として規約を想定します。行政からの自立を明らかにするため、会費制を基本に想定していきます。

将来的な検討となる有償ボランティア化に向けては、その役割、活動範囲、専門性等を十分に考慮し、また関係機関・関係事業者等の理解も得た上で設定していく必要があります。

1. 本会は「神之池桜守隊」と称する。
2. 本会は下記のボランティア活動を目的とする。
 - （1）神之池緑地の桜等樹木の維持管理
 - （2）神之池緑地のその他の緑地に関する事項（緑地空間の整備、緑地の普及啓発等）
 - （3）会員の親睦と健康の維持増進
3. 本会は、上記2の目的に賛同して会費を納入した者をもって構成する。
4. 本会の所在地を代表宅に置く。
5. 本会は●人の運営委員（以下、委員）を置き、その中から代表・副代表・会計などの役目を決める。
6. 代表は会務を代表し、運営委員会（以下、委員会）を招集し、運営の方針を決定・実行する。
7. 委員会の決定には委員の3/4以上の賛成を要するものとする。委員会の決定は会報にて会員に告知する。
8. 委員会運営にあたり専門的事項について助言を受けるためアドバイザーを置く。
9. 本会は会計監査役を置く。
10. 委員及び会計監査役は総会で選出し、その任期は●年とする。再任はさまたげない。
11. 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立するものとし、総会の議決は総会出席会員（委任状を含む）の過半数をもって成立する。
12. 会員は年会費として●円を納入する。
13. 会員はスポーツ安全保険に加入する。保険料として●円を納入する。
14. 会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。
15. 総会は毎年●月に開催する。
16. 本会は毎年会員名簿を作成し運営委員会が管理する。
17. 本会は会報を発行する。
18. 会則の改定は総会の議決をもって行うものとする。

制定 20●年（令和○年）○月○日 （神之池桜守隊 設立日）

(3) 活動内容（案）

ボランティア組織（神之池桜守隊）の活動の基本方向について整理します。

① 講習会での学び

[年間講習会予定]

回	実施時期	実施概要	
1	4～5月	・ 第1回講習会：桜の基礎知識（講座中心） （※樹木医等の専門家を講師に招いた講座・演習による）	
2	6～7月	・ 第2回講習会：桜の保全管理① 病害虫対策など（演習中心）	
—	9～10月	・ 視察：関東圏の先進地、活動団体等の視察	
3	11～12月	・ 第3回講習会：桜の保全管理② 剪定など（演習中心）	
4	2～3月	・ 第4回講習会：桜の保全管理③ 施肥など（演習中心）	

[各回講習会の内容イメージ]



[学習活動に関する検討課題]

- 講師の継続的な確保、充実
- 講習のための施設設備、環境（演習フィールド）の継続的・計画的な確保
- さらにスキルアップを目指したい人のための講習内容の段階的なレベルアップ
（市による認定制度の創設等）

②維持管理の活動

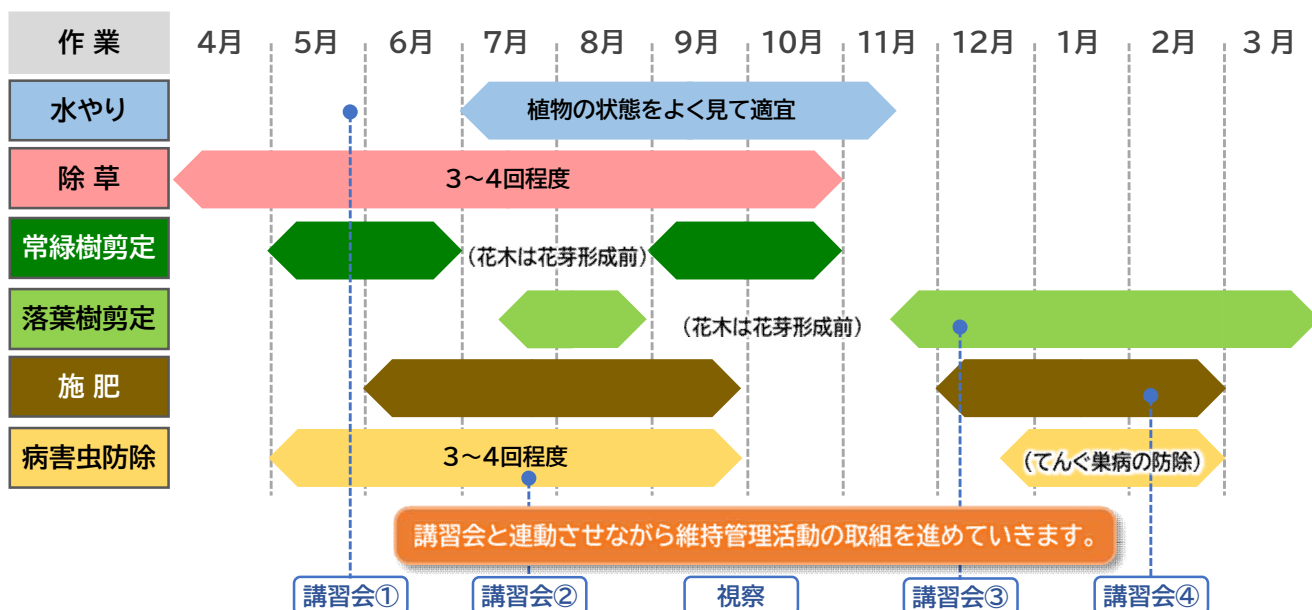
【基本的な進め方】

講習会での学習活動と並行して維持管理活動の取組を進めます。（学習と活動をセットで推進）
当面は専門家（樹木医等）の指導のもと、体験的に取組を進めます。

維持管理マニュアルでの管理スケジュール等を踏まえて、通年で計画的に取り組めます。

当面においては、日常的な樹木等の育成状況の確認・点検を重点的に進めます。

【管理スケジュールと主な活動内容】



【取組作業のイメージ】



【維持管理活動に関する検討課題】

【当面の課題】

- 講習会と合わせた専門家による継続的な支援の確保
- 活動の資機材等の確保
- 年度の活動実施計画の作成、市民等に広く周知（市民、専門家、行政の活動内容）

【中長期の課題】

- 維持管理ノウハウの蓄積、共有のための取組（市民の自立した活動）
- 活動拠点施設の整備
- 活動の持続性を高めるための取組
- 桜守隊メンバーの交流促進のための取組
- 桜守隊の活動の広がりに向けた取組（発展的な取組の検討）
（例えば、小中学校等での体験・環境学習の支援（桜守活動の紹介、神之池緑地の解説等）

③広報・情報発信の取組

【広報誌の発行】

○講習会紹介、活動紹介、関連情報提供、コラム等

【市ホームページ、市 SNS への掲載】

- 随時の掲載（活動の告知・報告、参加募集等）
- 広報誌のインターネット上での公開
- 関係団体ホームページとの連携等

④他団体との連携体制の考え方

【基本的な考え方】

樹木の維持管理に直接係わりがなくとも、緑に関係のあるあるいは神之池緑地で活動する他団体や組織とは積極的に連携を探っていきます。

特に情報発信や人的交流の面での連携を進めていきます。

また、神之池緑地で活動している団体や組織に対しては、樹木維持や緑化に係る協力・支援の関係の構築に努めていきます。

【各団体との連携の方向性】

○観光協会、商工会

- ・桜の名所としての情報発信
- ・桜の名所案内人の育成
- ・桜関連イメージアップ商品の開発
- ・桜保全活動に対する特典サービスの開発
- ・桜まつりの他に神之池の緑地環境を活かしたイベントの企画（季節の花見、芝生広場の活用等）
- ・桜の寄付活動等

○どんぐりの会（緑化活動団体）

- ・花壇づくりや修景整備における協力関係

○グラウンドゴルフ、パターゴルフ、カヌー等のスポレク団体

- ・活動エリアの緑化修景の取組（グラウンドゴルフ場周辺への草花の植栽等）
- ・水辺景観の保全（水際部の植栽の管理の協力等）
- ・桜の根元回りの保全の取組（保護柵の設置、プランター設置等）

【広報・情報発信、他団体との連携等に関する検討課題】

- 活動を発表する機会の用意（活動を広く知ってもらうため、モチベーションを高めるため）
- 定期的に市民、事業者・専門家、行政等が意見を交換する機会の用意
（それぞれで関心が異なることを相互に理解する機会が必要）
- 子どもや子育て家庭などが気軽に参加できる関連イベントの実施（関心を持ってもらうため）